

広島県告示第七百六十九号

平成十一年広島県告示第三百六十八号（広島県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二の4の(一)の(1)の表中「低周波空気振動等」を「低周波音等」に改める。
別表第九の次に次の別表第九の二を加える。

別表第九の二 風力発電所事業に係る参考項目

環境要素 の区分	環境影響要因 の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	土砂による水の濁り	地形変化後の土地及び施設	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質						
		騒音						
		振動						
		その他						
	水環境	水質						
		地形及び地質						
		その他						
	動物	重要な種及び注目すべき生息地						
	植物	重要な種及び群落						
	生態系	地域を特徴づける生態系						
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							
廃棄物等	建設工事に伴う副産物							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素								

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。

二 この表における「環境影響要因の区分」は、次に掲げる風力発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。

1 建設機械を用いて、造成工事及び発電施設等の設置の工事を行う。

2 工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬は車両により行う。

3 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行う。

三 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

四 別表第一の備考第三号から第九号までの規定は、この表において準用する。

別表第三十六の次に次の別表第三十六の一を加える。

別表第三十六の二 風力発電所事業に係る参考手法

参考項目		環境要素の区分	環境影響要因の区分	参考手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第二十八中粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二十八中粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第二十八中騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十八中騒音の部資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二十八中騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十八中騒音の部資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第三十六中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十八中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三十六中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十八中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
低周波音	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第二十八中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十八中振動の部資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 事例の引用若しくは解析又は音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地点

重要な種及び注目すべき生息地	地形変化後の土地及び施設存在並	風車の影	重要な地形及び地質	土砂による水の濁り	切土工等及び発電設置	周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域	予測の基本的な手法
重要な種及び注目すべき生息地	地形変化後の土地及び施設存在並	風車の影	重要な地形及び地質	土砂による水の濁り	切土工等及び発電設置	周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域 四 調査地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響評価を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況と適切に把握することができる時期
						別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 供用開始後定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期

備考 別表第一の備考第三号から第九号まで及び別表第九の二備考第三号の規定は、この表において準用する。	重要な種及び群落	地形改変後の土地及び施設	別表第二十八中重要な種及び群落の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地域を特徴づける生態系	地形改変後の土地及び施設並びに施設の稼働	別表第二十八中地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設	別表第二十八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設	別表第二十八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
建設工事に伴う副産物	切土工等及び発電施設等の設置	別表第二十八中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	